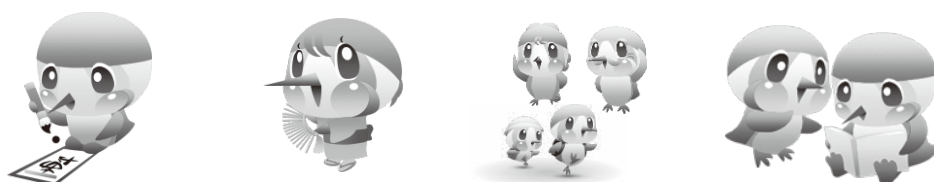


綾瀬市生涯学習推進プラン

～ 第2期綾瀬市教育振興基本計画 ～

【後期実行計画 令和8年度～令和12年度】



令和8年2月

綾瀬市・綾瀬市教育委員会

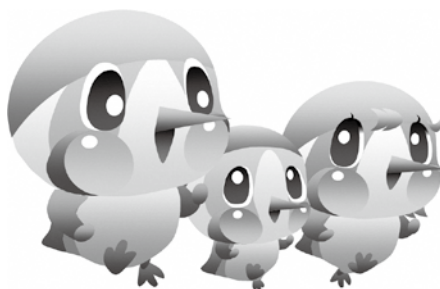


目次

I	生涯学習推進プラン後期実行計画の策定に当たって	P. 1
1	後期実行計画策定に当たって	P. 1
2	生涯学習推進プランの位置付けと対象期間	P. 1
3	後期実行計画の策定経過	P. 3
4	進行管理	P. 3
5	生涯学習推進プランの構成	P. 4
6	生涯学習推進プラン体系図	P. 6
II	後期実行計画	P. 7
1	前期実行計画の取り組み状況	P. 7
2	後期実行計画の策定趣旨	P. 8
3	後期実行計画の構成	P. 9
4	取組一覧	P. 10
5	各施策の取組	P. 11

参考資料

I	綾瀬市教育大綱	P. 39
II	綾瀬市生涯学習都市宣言	P. 41
III	策定経過	P. 42
IV	用語一覧	P. 43





I 生涯学習推進プラン後期実行計画の策定に当たって

1 後期実行計画策定に当たって

綾瀬市では、「ふれあい・うるおい・やさしさ」を生涯学習の推進テーマとして、平成6年10月22日に神奈川県（以下「県」という。）内で初めて生涯学習都市宣言を行い、市民の学習機会や生涯学習環境の充実など、様々な施策の推進に取り組んできました。

本市の生涯学習施策は、令和3年12月に「綾瀬市生涯学習推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）」（以下「生涯学習推進プラン」という。）を策定し、前期5年間の実行計画である「綾瀬市生涯学習推進プラン前期実行計画」（以下「前期実行計画」という。）に基づき取り組んできましたが、令和8年3月で前期実行計画の計画期間が終了することから、基本計画の計画期間である令和12年度までの実行計画として「綾瀬市生涯学習推進プラン後期実行計画」（以下「後期実行計画」という。）を策定することとなりました。

一方で、生涯学習施策を取り巻く環境は刻々と変化しており、前期実行計画策定時以降新たに示された国及び県の計画・方針や、本市の他施策の方針及び取組状況に応じた施策を展開する必要があります。

後期実行計画の策定に当たっては、生涯学習推進プランの基本目標である「生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民」及び「思いやりがあり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」を実現するため、これらの状況の変化を踏まえた事業の見直しを行い、各取組における前期実行計画の成果と課題を検証するとともに、綾瀬市社会教育委員、綾瀬市生涯学習推進審議会*等の関係機関からいただいた意見を踏まえ、後期実行計画を策定します。

2 生涯学習推進プランの位置付けと対象期間

(1) 位置付け

生涯学習推進プランは、「綾瀬市学校教育推進プラン」（以下「学校教育推進プラン」という。）と同様に、教育基本法*第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「綾瀬市総合計画2030」（計画期間：令和3年度～令和12年度。以下「総合計画」という。）の個別計画に位置付けられる計画です。第2期教育振興基本計画に、個別に策定した学校教育推進プランと生涯学習推進プランとを併せて位置付け、各施策を推進しています。

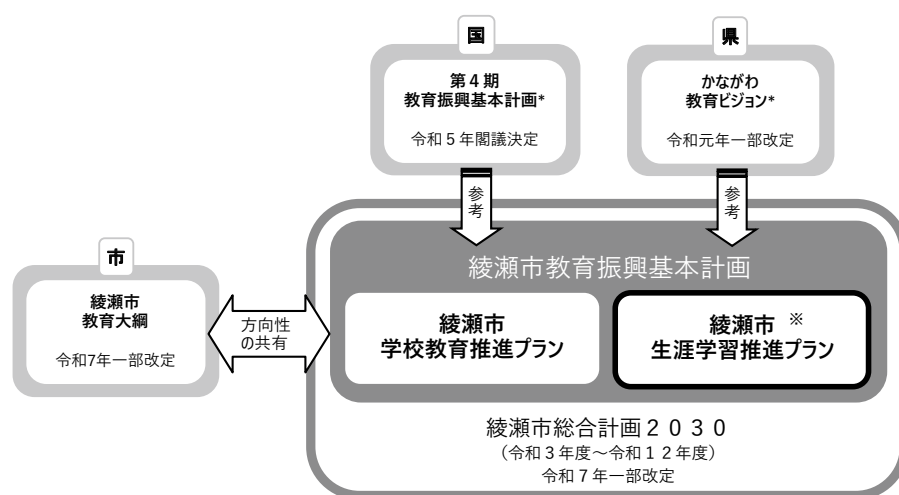
生涯学習推進プランは、国や県の計画を参考にするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的

綾瀬市生涯学習推進審議会 従来設置されていた各施設の附属機関である公民館運営審議会、図書館協議会、文化会館運営審議会を統合・再編し、令和4年7月に新たに綾瀬市に設置された附属機関。各施設に対する各種事業の計画・実施に関する事項や生涯学習の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

教育基本法 日本の教育に関する根本的・基礎的な法律。教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから、「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。

な施策の大綱」として、市長と教育委員会が協議し、所定の手続きを経て策定した「綾瀬市教育大綱*（令和7年一部改定。）」と本市の生涯学習の方向性の共有を図った上で、具体的な施策を定めています。

なお、生涯学習施策については、市長と教育委員会がそれぞれ権限をもつ事務があり、市と教育委員会が連携し執行する施策も多くあることから、生涯学習推進プランの実行計画についても綾瀬市と綾瀬市教育委員会で策定を行います。

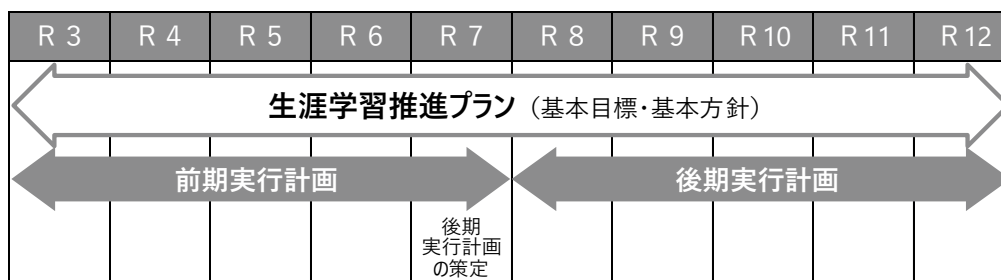


※ 個別計画：綾瀬市子ども読書活動推進計画、あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想

(2) 対象期間

生涯学習推進プランは令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間としており、計画期間を前期・後期の各5年間に分け、具体的な実行計画を定め、各施策に取り組んでいます。

なお、社会状況の変化等により、新たに対応すべき課題が発生するなど、計画内容の見直しが生じた場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行います。



教育大綱 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を取り入れた、地方公共団体の教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針で、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定する。

第4期教育振興基本計画 教育基本法に示された理念の実現と、国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。（文部科学省、「教育振興基本計画」. https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm（参照2025-12-23））

かながわ教育ビジョン 平成19年から概ね20年間を見すえた、神奈川県教育の総合的な指針。平成19年8月策定。（神奈川県、「かながわ教育ビジョン」. <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/cnt/f4816/index.html>（参照2025-12-23））

3 後期実行計画の策定経過

後期実行計画の策定に当たって、市長が管理・執行する事務については主に綾瀬市生涯学習推進審議会、教育委員会の職務権限とされている家庭や地域における社会教育等については主に綾瀬市社会教育委員、歴史や文化財に関する部分では主に綾瀬市文化財保護委員及び綾瀬市市史編集審議会等の関係機関から意見を聴き、それらの意見を踏まえ市と教育委員会で策定を行いました。

4 進行管理

生涯学習推進プランを着実に推進するためには、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を評価し、必要な見直しを行うことで、効果的に事業を進めていく必要があります。

実行計画の進行管理については、所管課における各事業の進行管理とともに、生涯学習課が所管する附属機関（綾瀬市生涯学習推進審議会）において市民の視点及び専門的な視点から評価及び意見提案をいただきながら、継続的かつ効果的に行います。

また、総合計画の進行管理と同様に、従来の「PDCA」サイクル*ではなく、現状の評価（Check）から始め、改善後もしっかりと評価を行いながら事業展開につなげる「CAPDC」サイクルにより、見直しの機会を重視し実効性が向上する仕組みを構築しながら進行管理を進めます。

- C** = Check （所管課・附属機関における**評価**）
- A** = Action （所管課・附属機関における**改善**）
- P** = Plan （所管課による改善を踏まえた**計画**）
- D** = Do （所管課による**実行**）
- C** = Check （所管課・附属機関における**評価**）

なお、実行計画で位置付けられる取組のうち、教育委員会の職務権限に属する、家庭や地域における社会教育等に係る取組の達成状況・効果等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施している「教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」（以下「点検・評価事業」という。）の中で、教育委員会による自己点検・評価に加え、「綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会」による検証を行います。

前述の進行管理に基づき、本市が目指す姿（基本目標）を実現できるよう取組を推進します。



（『綾瀬市総合計画2030』より）

PDCAサイクル Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。

5 生涯学習推進プランの構成

(1) 基本目標

生涯学習推進プランは、本市の教育大綱における人づくりの基本的方向（綾瀬の教育が目指す人間像）を基本目標として定めています。教育大綱の基本理念につながる目標として、目指す人間像を生涯学習推進プランでは次のとおり二つの基本目標とすることとしています。

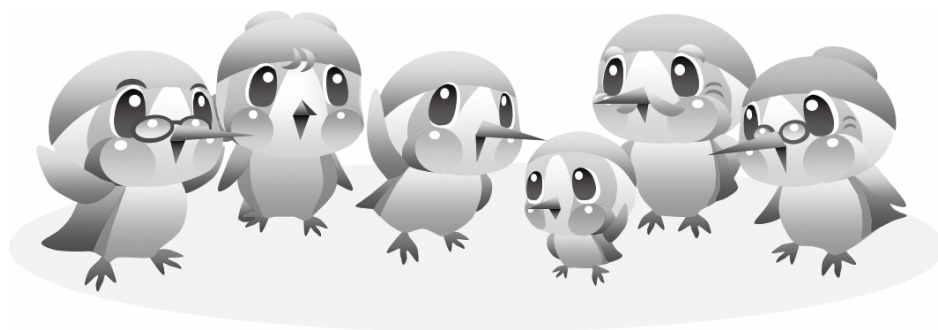
～生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民～

地域における様々な活動を通じて、市民一人一人が生涯にわたって学ぶ喜びと生きがい、誇りを持ちながら、お互いを認め合い人生をより充実していくことが望まれます。

～思いやりがあり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

なお、令和7年度の教育大綱の一部改定において、思いやりの対象を「人」に限定しない文言にすべきとして、2つ目の基本目標である「人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」を「思いやりがあり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」に表現を改めたため、教育大綱の変更にに基づき基本目標も同様に変更します。



(2) 基本方針

現代の社会や生涯学習に関する課題は、学校や家庭、地域が一体となって取り組む必要があるものも多く、分野にとらわれず一体的に進めることが重要であることから、生涯学習推進プランでは学校教育施策や各庁内施策とも連携を図りながら取り組む5つの基本方針にまとめ、施策レベルでの基本的な考え方を示しています。

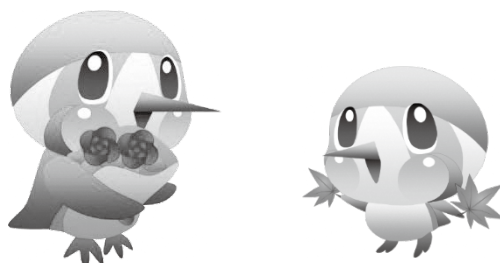
- 基本方針1 生涯学習活動の推進
- 基本方針2 生涯学習環境の充実
- 基本方針3 文化芸術活動の推進
- 基本方針4 歴史文化の未来への継承
- 基本方針5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実

(3) 実行計画

生涯学習推進プランを着実に推進するため、計画期間を前期・後期に分け、それぞれ5年間の具体的な取組内容を示した実行計画を策定しています。実行計画では、各基本方針のより具体的な方向性を「施策の方向」として示し、施策の方向ごとに具体的な取組（事業）を位置付けています。また、これらのうち、基本目標を実現するために重点的に取り組む必要がある事業は「重点取組」として位置付けるとともに、総合計画の「戦略プロジェクト」（以下「戦略Pという。）」に関連する事業についても、市全体で進めていく必要があることから、重点的に取り組みます。

なお、各取組の区分等については、次のとおり表記します。

- ・重点取組 :【重点】
- ・総合計画の戦略プロジェクト :【戦略P】
- ・新たな取組 :【新規】



6 生涯学習推進プラン体系図





Ⅱ 後期実行計画

1 前期実行計画の取り組み状況

令和3年度からの5年間を計画期間とした前期実行計画では、基本目標を実現するために重点的に取り組む必要がある5事業（重点取組）と、その他取組として22事業を位置付け取り組んできました。

各取組については、前年度の取組状況の自己点検・評価を行うとともに、特に重点取組については、「綾瀬市生涯学習推進審議会」及び「綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会」による外部の視点からの検証も行いながら、計画を推進してきました。

市長の権限に属する19事業については、市の自己点検・評価内容を報告するとともに、重点取組及び「綾瀬市総合計画2030」の戦略プロジェクトに関連する事業である4事業（表参照）のうち毎年度1事業について、綾瀬市生涯学習推進審議会から評価・意見提案をいただきました。

【綾瀬市生涯学習推進審議会による前期実行計画の評価結果】

年 度	令和4年度 (3年度実施事業)	令和5年度 (4年度実施事業)	令和6年度 (5年度実施事業)	令和7年度 (6年度実施事業)
対象【重点】	対象なし	あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進	あやせ文化芸術祭の開催	読書活動の推進
評 価	—	計画を上回り実行	計画どおり実行	計画どおり実行

また、実行計画で位置付けられる取組のうち、教育委員会の職務権限に属する取組の達成状況・効果等については「綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会」による検証を行いました。

【教育委員会点検・評価第三者委員会による前期実行計画の点検・評価結果（教育委員会の職務権限に属する取組）】

年 度	令和4年度 (3年度実施事業)	令和5年度 (4年度実施事業)	令和6年度 (5年度実施事業)	令和7年度 (6年度実施事業)
対象【重点】	家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実
評 価	計画どおり実行	計画どおり実行	計画どおり実行	計画どおり実行

総合教育会議 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により地方公共団体に設置された会議で、教育行政施策等について協議・調整を行う。

こども基本法 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められている。

2 後期実行計画の策定趣旨

10年間の基本計画及び5年間の前期実行計画に基づき、令和3年度から令和7年度までの生涯学習施策を推進してきました。後期実行計画策定に当たっては、前期実行計画の大枠を踏襲しつつ、新たに次の点を踏まえて見直しを行います。

(1) 市教育大綱の一部改定

令和7年8月18日に開催した市総合教育会議*で市長と教育長、4人の教育委員が協議し、「綾瀬市教育大綱」が一部改定されました。基本理念を「社会を生き抜く力を育む」に改め、5つの方針についても、生涯学習施策に特に影響を与えるものとしては、「様々な体験の機会を提供し、選択肢や可能性を広げる取り組みを進める」、「一人一人が持つ個性や多様性を認め合い、自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう支援する」、インターネットや図書を活用して情報を得る、また、その情報の正誤を判断し適切に活用していくといった「情報活用能力を市民が身に付けられる取り組みを進める」といった内容が盛り込まれました。

(2) こども基本法*の制定

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、計画策定に当事者の意見を取り入れる際、子どもの意見も聴取することとされました。

そのため、後期実行計画では、子どもを対象にした事業について、各事業で実施したアンケート結果や「教育調査研究報告書 第18集 綾瀬市第6次教育基本調査（令和5年7月実施）」（以下「綾瀬市第6次教育基本調査*」という。）を参考とし、取組に反映します。

(3) 社会動向や市の施策に対応した取組の追加、見直し

前期実行計画が策定された令和3年12月以降に新たに示された国及び県の計画・方針、本市の他施策の方針、社会動向等の変化に応じた生涯学習施策を展開していく必要があります。後期実行計画に取り入れた主なものについては次の通りです。

○中学校部活動の地域展開*

中学校の部活動について、少子化の影響や学校における働き方改革を推進する必要がある中で、従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、令和5年10月に「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」が策定され、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を県としても対象とすることが示されました。

本市においても、部活動の地域展開について取組を検討することとなり、文化部活動について子どもの文化芸術活動の機会を保障するための施策の検討が必要になりました。

綾瀬市第6次教育基本調査 教育のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的に、綾瀬市の小・中学生とその保護者に対して生活実態や教育に関わる意識などを調査するもの。第1次教育基本調査（平成10年7月 実施）から5年毎に行っている。

中学校部活動の地域展開 従来、学校の教育活動として実施していた中学校部活動を、地域が主体となる地域クラブ活動へ転換すること。

○あやせコミュニティ・スクールの開始と地域学校協働活動推進事業

地域と学校の連携に関する施策については、国の第4期教育振興基本計画の基本施策においても、コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的推進が示されました。

本市においては、令和4年度にあやせコミュニティ・スクールとしてすべての市立小・中学校（15校）に学校運営協議会を設置し、地域と学校をつなぐ役割の地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を各校1名配置したことで、その活動を推進するための取組が必要になりました。なお、地域学校協働活動推進員の配置は総合計画の戦略プロジェクトに関連する事業として位置付けられています。

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）*対策緩和後の事業展開

前期実行計画の取組では新型コロナウイルス感染症対策のため、対面で行う事業実施等について規模の縮小や非接触型の開催に変更して実施としてきましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に引き下げられたことにより、対策の緩和等、取組の方向性を見直す必要が生じました。

（4）前期実行計画での取組結果を踏まえた事業の追加、見直し

後述のとおり、施策毎に前期実行計画での取組と現状の課題について整理し、課題改善のために実施すべき取組を後期実行計画として定めました。

3 後期実行計画の構成

後期実行計画は令和8年度から令和12年度までを計画期間とし、各基本方針のより具体的な方向性を「施策の方向」として示し、施策の方向ごとに前期実行計画での取組と課題を分析しています。こうした取組実績や課題を踏まえ、基本目標を実現するために重点的に取り組むことが必要な事業を「重点取組」として位置付け、年度別の取組と事業量を「年度別目標」として設定するとともに、後期実行計画期間終了時の目標を「5年後の目標」として示しています。

また、総合計画の戦略プロジェクトに関連する事業で、この5年間にわたり推進していく取組についても、市全体で進めていく必要のある重要な取組であることから、重点取組と同様に年度別目標と5年後の目標を設定しています。

そのほか、新たに取り組む事業については、その内容を具体的に示すため、「新規取組」として年度別の取組と事業量を、そのほかの取組については、「その他取組」として事業の概要と主な取組を掲載しています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている合議制の機関で、教育委員会が学校や地域の実情に応じて設置することができる。学校運営の基本方針の承認や学校運営・教職員の任用に関して一定の権限を有しており、教育委員会等に意見を述べるができる。

地域学校協働活動 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 新型コロナウイルスを病原体とする感染症。多様な症状と高い感染性を特徴とする。令和元年12月に世界的な流行を引き起こした。（国立健康危機管理研究機構，“感染症情報提供サイト”，<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/sa/covid-19/index.html>（参照2025-12-23））

4 取組一覧

取組数 28事業 【内訳】 重点取組（重点）：5事業

総合計画戦略プロジェクト関連取組（戦略P）：3事業（重点との重複あり）

その他取組（空欄）：22事業

No.	取組	区分	取組名	所管課	頁
基本方針1 生涯学習活動の推進					
1-1 ライフステージに応じた学習活動の支援					11
1		継続	生涯学習お届けバラ講座の実施	生涯学習課	14
2		拡充	市民の学習の幅が広がる様々な公民館事業の実施	生涯学習課	14
3		継続	成人への人権教育の推進	生涯学習課	14
4	重点	拡充	読書活動の推進	生涯学習課	13
1-2 生涯学習活動を支える地域人材の育成					15
5		継続	生涯学習人材バンク制度の実施	生涯学習課	16
6		新規	地域人材育成につながる公民館事業の実施	生涯学習課	16
基本方針2 生涯学習環境の充実					
2-1 持続可能な生涯学習環境の確保					17
7	重点/戦略P	拡充	生涯学習施設の再編計画の推進	生涯学習課	18
2-2 施設の効果的・効率的な管理・運営					19
8		継続	図書館の施設運営の充実	生涯学習課	20
9		継続	文化会館等の施設運営の充実	生涯学習課	20
基本方針3 文化芸術活動の推進					
3-1 市民の自主的な文化芸術活動への支援の充実					21
10	重点	継続	あやせ文化芸術祭の開催	生涯学習課	23
11		継続	文化芸術活動を行う団体等への支援	生涯学習課	24
12		継続	文化会館での市民参加・共創事業の実施	生涯学習課	24
13		新規	文化部活動の地域展開の推進	生涯学習課/教育指導課	24
3-2 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供					25
14		継続	あやせ市民芸術鑑賞事業の開催	生涯学習課	27
15		継続	市民ホールコンサートの開催	生涯学習課	27
16		継続	アヤセ・プロムナード・コンサートの開催	生涯学習課	27
17		継続	小学校への音楽アウトリーチ事業の実施	生涯学習課	28
18		拡充	文化会館における優れた芸術鑑賞機会の提供	生涯学習課	28
基本方針4 歴史文化の未来への継承					
4-1 あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進					29
19	重点/戦略P	継続	あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進	生涯学習課	30
4-2 文化財と市史資料の保存と活用					31
20		継続	神崎遺跡の保存と活用	生涯学習課	32
21		継続	文化財等の保存と活用	生涯学習課	32
22		継続	史跡ガイドボランティア組織の活用と支援	生涯学習課	32
23		拡充	綾瀬市史の編集	生涯学習課	32
24		継続	歴史的公文書及び市史資料のデジタル化	生涯学習課	32
基本方針5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実					
5-1 家庭教育支援の充実					33
25	重点	継続	家庭教育支援の充実	生涯学習課	34
26		継続	市PTA連絡協議会活動の支援	生涯学習課	34
5-2 開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進					35
27	戦略P	拡充	地域学校協働活動の推進	生涯学習課/教育指導課	37
28		継続	学校開放の実施	生涯学習課/教育総務課	37

5 各施策の取組

基本方針

1

生涯学習活動の推進

施策の方向

1-1

ライフステージに応じた学習活動の支援

市民の自主的な生涯学習や現代的課題・地域課題の解決のために、生涯学習お届けバラ講座や公民館事業、人権教育事業等の実施により、市民の様々な生涯学習活動を支援します。また、地域や自宅など身近な場所で図書館サービスが利用できる環境を整備するなど、ライフステージに応じた読書活動の場を提供するとともに、図書館、小・中学校、庁内関係部署、ボランティア・関係団体等とも連携し、子どもの読書活動を推進します。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 市政への理解と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民の自主的な生涯学習の場に市職員を講師として派遣する、生涯学習お届けバラ講座を実施しました。
- 公民館事業については、指定管理者によって、地域人材を活用した講座や子どもの体験学習、子育て・生きがい等のライフステージや市民ニーズにあった講座などを実施するとともに、手話通訳や要約筆記などの情報保障*を備えた講座も実施し、多様な学習の機会を提供しました。
- 人権問題に関する理解と認識を深めるために、毎年12月4日～10日の人権週間で人権を考える講演会（研修会）を開催しました。
- 図書館への来館が難しい方でも、地域や自宅など身近な場所で読書に親しむことができるよう、電子図書館サービスの充実や、視覚障がい者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー*」導入等による読書のバリアフリー化を行い、読書環境の充実を図りました。また、市民ニーズを踏まえた市内の商業施設等への図書返却ポストの増設や、新たな施設への配本の実施など、図書館のアウトリーチ*サービスの拡大により、より身近に本に親しめる環境を整備しました。
- 綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館、学校、庁内関係部署と連携し、4～5か月児健診の際に絵本に親しむ体験を提供するブックスタートや、小学校や保育施設等への配本、英語によるおはなし会など、子どもの非認知能力を高めるうえで重要とされている子どもの読書活動の推進に向けた事業を拡充し、各事業の進行管理や評価を行いました。

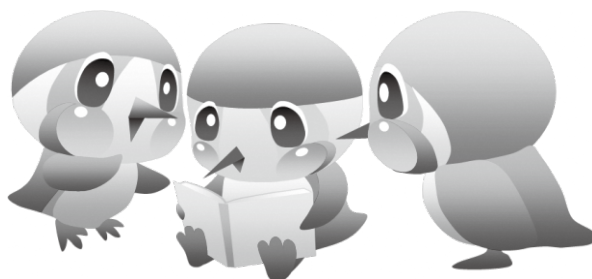
情報保障 身体的なハンディキャップにより情報を収集することが困難な方に、代替手段を用いて情報を提供し、知る権利を保障すること。

アクセシブルライブラリー 視覚障がいのある方がスマートフォンやタブレットなどの音声読み上げ機能を使って電子書籍を楽しむことができるサービス。

アウトリーチ 「手を差し伸べること」という意味で、援助が必要な方に対して働きかけ、支援の実現を目指すこと。また、自ら施設へ出向かない、または出向くことが困難な方に対して出張サービスを行うことを指す場合もある。本計画の中では後者の意味で使用している。

課 題

- 市職員による生涯学習お届けバラ講座については多くの派遣依頼がありますが今後も現代的課題や市民ニーズを捉えた講座内容への見直しや、積極的に体験活動を取り入れるなど、多様かつ効果的な学びに対応する必要があります。
- 公民館事業については、引き続き様々な体験学習講座のほか、手話通訳や要約筆記などの情報保障付き講座を実施し、市民の学習機会の充実に取り組んでいく必要があります。
- 成人への人権教育事業は、時代の変化に対応したテーマ設定を行い、一人ひとりが持つ個性や多様性を認め合うことや、多文化への相互理解の促進を目指し、引き続き推進していく必要があります。
- 前期で取り組んだ施設休館に伴う移動図書館で得られたノウハウを活用し、読書に親しむきっかけづくりとなるアウトリーチサービスの展開に取り組む必要があります。
- 学校読書調査*や国語に関する世論調査*によると、あらゆる世代において、一定期間内に全く本を読まない人の割合を示す「不読率」が上昇傾向にあることから、読書活動の推進による不読率の改善に取り組んでいく必要があります。
- 「第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画」で取り組んできた各種事業の成果や課題、諸状況の変化を踏まえ新たに策定した「第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画」に基づき、関係機関等と連携を図りながら、一人ひとりの子どもにあわせた更なる読書活動の推進及び不読率の改善に取り組んでいく必要があります。
- 生成AIやデジタル技術が発展する現代において、市民が情報を適切かつ効果的に活用するための能力を身に付けられる取り組みを推進していく必要もあります。



学校読書調査 公益社団法人「全国学校図書館協議会」が毎年実施している全国の小・中・高校生を対象とした調査。令和7年度に実施された第70回調査において、不読者（5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒）の割合は、小学生は9.6%、中学生は24.2%、高校生は55.7%となっており、すべての区分で直近の数年間で上昇傾向が見られている。

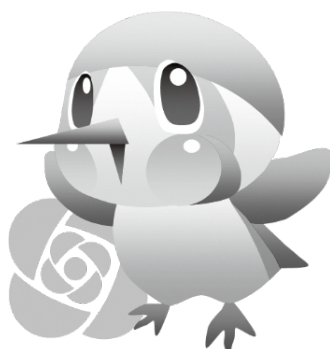
国語に関する世論調査 国語に関する世論調査 文化庁が実施している、16歳以上の個人を対象とした、現在の社会状況の変化に伴う日本人の国語に関する意識や理解の現状についての調査。令和5年度調査における設問「1か月に読む本の冊数」に対し、「読まない」と回答した人の割合は62.6%となっており、前回調査時（平成30年度）の47.3%を大きく上回る結果となっている。

(2) 主な取組（重点取組等）

取組No. 4	読書活動の推進		区分	拡充	所管課	生涯学習課
重点取組						
概要	図書館と連携し読書活動の推進を図るとともに、第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づき、小・中学校、庁内関係部署、ボランティア・団体等とも連携し子どもの読書活動を推進する事業を実施します。また、子ども読書活動推進計画連絡会で事業の進行管理を行うことで着実に実施していきます。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	<ul style="list-style-type: none"> ①ライフステージに応じた読書活動に資するサービスの実施 ②第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づく事業の進行管理の実施 ③図書館やボランティア・団体等との連携によるおはなし会の開催 ④アウトリーチサービスの実施 ⑤多様性を尊重したサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ①読み聞かせ講座：年36回 あかちゃんのとしょかん：原則週1回 おはなし会：随時 ブックスタート：年12回 図書館だより：年11回 世代別情報紙の発行（3紙）：各年4回 電子図書館：通年 読書や情報活用能力の向上につながる講座や体験型事業の実施：随時 ②子ども読書活動推進計画連絡会：年1回 ③毎月実施 ④配本：保育所・幼稚園、 小学校、高齢者施設、 地区センター・児童館 子育て支援センター 団体貸出：小・中学校、高齢者施設等 図書返却ポストの運用：通年 移動図書館：随時 ⑤障がい者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー」：通年 多言語資料の提供：通年 りんごの棚の設置：通年 			
	R 9	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 10	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 11	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 12	①～⑤同上	①～⑤同上			
5年後の 目標	関係機関との連携により、子ども読書活動推進計画に基づいた事業の実施や進行管理を着実にを行うとともに、ボランティア・団体等とも連携し、ニーズに即した事業を展開することで、多様な読書活動を支援します。また、読書活動の推進を通じて、図書資料の中から必要な情報を選択し活用するといった能力の向上に寄与する取り組みを進めます。					

(3) その他取組

取組No. 1	生涯学習お届けバラ講座の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、市政への理解と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民の自主的な生涯学習の場（講座）に市職員を講師として派遣します。				
主な取組内容	各講座への市職員（講師）の派遣				
	制度の利用促進に向けたパンフレット等の配布				
	利用者アンケートを基にした講座内容の分析・検討				
取組No. 2	市民の学習の幅が広がる様々な公民館事業の実施	区分	拡充	所管課	生涯学習課
概要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、ライフステージや市民ニーズに応じた講座に加え、市民の学習の幅が広がる体験学習・障がいの有無に関わらず学ぶことができる情報保障付き講座等を実施することで、市民の学習機会の充実につなげます。				
主な取組内容	ライフステージや市民ニーズに応じた公民館講座の実施				
	市民の学習の幅が広がる体験学習・情報保障付き公民館講座の実施				
取組No. 3	成人への人権教育の推進	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市主催の講座の開催や、関係団体へ県央教育事務所主催の講座等の周知を行い、市民の個性や多様性を認め合い・多文化への相互理解を促進するため、人権教育を推進します。				
主な取組内容	人権を考える講座の開催				
	県央教育事務所主催の講座等の社会教育関係団体への周知				



市民の多様な生涯学習活動の支援及び推進に向け、知識や技能を持った個人や団体を人材バンクへ登録し、地域や学校での学習活動や体験活動の講師につなげるとともに、登録者の更なる活動の活性化を目指します。また、公民館にて地域人材を活用した講座の実施や、養成講習会の実施を通して、市民の主体的な学びを推進します。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 様々な知識や技能、豊かな経験を持つ地域の方へ生涯学習人材バンクの登録について冊子や市ホームページで紹介することで、地域における学習活動や体験活動の講師などに活用されました。
- 人材バンク登録者のスキルアップを目指して、人材バンク登録者支援プログラムを実施し、登録者が企画する講座実施時の参加者募集や会場確保の支援、講座の運営・実施にあたる助言等を行いました。
- 地域婦人団体連絡協議会が主催の男女共同参画社会の推進や現代的課題に関する市民を対象とした講座等の生涯学習事業に対し、事業費の補助等の支援を行いました。なお、同協議会は会員の高齢化に伴い、令和7年度の活動をもって解散を予定しています。
- 指定管理者が保育ボランティアを養成する講習会やフォローアップ研修会を開催し、保護者が公民館講座に参加する際に乳幼児の保育を担当する人材を育成しました。また、保育付き講座を開催し、保育ボランティアの活動機会を創出しました。
- 公民館にて、生涯学習人材バンク登録者等の地域人材を講師とした講座や「だがしや楽校」（地域人材が趣味や特技を披露し、出展者と参加者が交流する講座）等の人材育成講座を開催し、講師及び参加者の学習機会の充実と提供を図りました。
- 指定管理者の公民館講座として、地域コーディネーターフォローアップ講習会及び情報交換会を開催し、地域と学校をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の育成に努めました。



課 題

- 生涯学習人材バンク制度は、登録者の高齢化や活動機会の少なさから登録者数が減少していることから、市民にとらわれず知識や技能をもつ指導者を新たに登録し、引き続き公民館（指定管理者）との連携をより強固にしていく必要があります。
- 人材バンク登録者支援プログラムの申込者が固定化していることから、登録者に向けて更なる周知・啓発を行い、登録者の講座企画運営力の向上及びさらなる事業の活性化を図る必要があります。
- 公民館の保育ボランティアは高齢化が進み減少傾向にあるため、今後も保育ボランティアの活動や養成講習会について、周知・実施をする必要があります。
- 学校を核として市民の主体的な活動を推進し地域コミュニティを醸成するため、引き続き地域学校協働活動推進員を育成していく必要があります。

(2) その他取組

取組No.5	生涯学習人材バンク制度の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概 要	市民が行う学習活動や地域づくり活動を支援するため、知識や技能、経験を有した地域人材の本制度への登録を進め、その情報を市民に広く提供するとともに、登録者の活動の活性化・スキルアップに向けた支援を行います。				
主な 取組内容	広報あやせや市ホームページでの制度と利用方法の周知				
	生涯学習人材バンク登録者の募集				
	生涯学習人材バンク登録者支援プログラムの実施				
	公民館（指定管理者）と協力した事業の実施				

取組No.6	地域人材育成につながる公民館事業の実施	区分	新規	所管課	生涯学習課
概 要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、生涯学習人材バンク登録者、保育ボランティア等の地域人材を積極的に活用した講座を実施すること、また、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）向けの研修等を実施することで、生涯学習活動を支える地域人材の育成につなげます。				
主な 取組内容	生涯学習人材バンクの登録者等の地域人材を活用した公民館講座の実施				
	保育ボランティア養成講習会・フォローアップ講習会・保育付き講座等の実施				
	地域コーディネーターフォローアップ講習会及び情報交換会の実施				

持続性と利便性の向上に向けた、快適な生涯学習環境を提供するため、「綾瀬市公共施設再編計画」に基づき、市民のニーズに応じた生涯学習施設の再編を推進するとともに、施設の長寿命化に取り組みます。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 「綾瀬市公共施設再編計画第1期アクションプラン」に基づく地域施設再編事業として、地区センターと自治会館等の複合化を計画的に進め、第1弾となる北の台地区センターと蓼川自治会館の複合施設である「北の台コミュニティプラザ」が令和8年3月に供用開始予定です。
- 第2弾である早園地区センターは令和6年12月末に、第3弾である吉岡地区センターは令和7年12月末に休館し、施設の建替え後、同敷地で自治会館との複合施設を開設する予定になっています。
- 「これからの綾瀬市立図書館の在り方について（指針）」（平成28年度策定、令和4年度改定）、「綾瀬市図書館基本構想」（令和6年度策定）により、図書館の再整備の検討を進めています。

課題

- 生涯学習施設については、各施設の改修計画に基づき維持管理を進める一方、文化会館・中央公民館・図書館等、建築後40年以上を経過している施設が多く、老朽化が進んでいるため、当初計画していない緊急性を要する修繕が発生しています。
- 施設の効率的な維持管理による財政負担の軽減を図るとともに、子どもから大人まで、様々なライフステージの市民が「つどい・まなび・つながる」ことのできる生涯学習施設の充実を図るため、公共施設再編計画に基づき、施設規模の縮小を図ることが求められます。そのため、施設の集約化・複合化等により、サービスや利便性は向上させていく「縮充*」の考え方により、市民ニーズに応じた生涯学習施設の再編を推進するとともに、施設の長寿命化について取り組む必要があります。

縮充 公共施設の再編により、施設自体の面積を縮小しながらも、施設の集約化・複合化や施設の充実などにより、施設の利便性を向上させる考え方のこと。

共創 市民・事業者・行政などの各主体が、共に創り出すことを目指して、「参加」「参画」「協働」を超えた新たな地平でパートナーシップを形成することにより、革新的な活動や成果を生み出すこと。本計画においては、とくに多様な年齢や価値観をもった人々が協力・連携することで、今までにない新たな活動を創り出すことをいう。

- 図書館については、「綾瀬市図書館基本構想」により、現図書館の現状と課題を整理し、市民ニーズ等を丁寧に吸い上げて分析したうえで、本市に望ましい新たな図書館の基本理念・基本方針をはじめ、サービス・機能・施設規模を示しています。引き続きその実現に向けて、中心市街地活性化事業との兼ね合いを踏まえながら、「綾瀬市図書館基本計画」の策定に着手し、再整備を進めていく必要があります。
- 文化会館及び中央公民館についても、公共施設再編計画及び中心市街地活性化の方針と整合性を図りながら、公共施設マネジメント主管課と連携して、今後の再編方針について検討を進めていく必要があります。
- 改修・再配置の実施に当たっては、実施時期や期間、その間の対応について十分に検討し、市民の学びの共創*の場としての生涯学習環境を確保できるよう配慮する必要があります。

(2) 主な取組（重点取組等）

取組No. 7	生涯学習施設の再編計画の推進		区分	拡充	所管課	生涯学習課
重点/戦略P						
概要	持続可能で快適な生涯学習環境を確保するため、公共施設再編計画や各施設の修繕等計画に基づいた生涯学習施設の再編と改修等を進めます。					
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	①公共施設再編計画及び修繕等計画に基づく改修工事等の実施 ②改修工事等の実施に係る指定管理者との調整 ③学びの共創の場の確保 ④図書館の再整備の検討 ⑤「綾瀬市公共施設再編計画」に基づく、文化会館及び中央公民館の再編方針の検討	①12施設、随時 ②調整会議：月1回 ③随時 ④図書館基本計画、設計方針策定に向けた推進 ⑤随時			
	R 9	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 10	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 11	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 12	①～⑤同上	①～⑤同上			
5年後の目標	公共施設再編計画及び修繕等計画に基づき、生涯学習施設の改修・修繕・再編を進めます。					

様々な市民の自主的な活動や団体等の支援に向け、共創の場づくりに合わせたサービスの向上に向けて効果的な施設運営を進めます。また、生涯学習施設の指定管理者制度を活用した管理・運営により、市民の読書活動の推進や文化芸術活動の向上、公民館事業の充実を進めます。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 平成20年度から図書館（3分室含む）の、平成27年度から文化会館・中央公民館・全地区センター・コミュニティセンター（以下「文化会館等」という。）の管理・運営に指定管理者制度を導入しています。
- 指定管理者の募集・指定を行い、図書館は令和5年度から第4期、文化会館等は令和7年度から第3期の指定期間になり、文化会館等は第3期から新たな指定管理者が管理・運営をしています。
- 令和7年度には旧北の台地区センターの建替えが完了し、建替え後の北の台コミュニティプラザに指定管理者制度の導入・指定を行いました。
- 指定管理者において、施設の運営方針や指定管理者のノウハウを生かした市民ニーズに沿った事業を実施しています。
- 市民の生涯学習活動や社会教育、文化芸術の振興に資する取組が効果的に実施されているか、市のモニタリングのほか、令和4年度に設置された綾瀬市生涯学習推進審議会において検証を行っています。
- 図書館指定管理者においては、北の台図書室及び南部ふれあい図書室の長期休館期間に市民への読書環境の提供のため移動図書館を運行しました。
- 文化会館等指定管理者においては手話通訳者や要約筆記者などを配置した聴覚障がい者が参加しやすい公民館講座の実施等を行いました。また、中央公民館は令和5年度文部科学省「第76回優良公民館表彰」の優秀館に選出されました。

課題

- 指定管理者による管理・運営により、市民サービスや利便性の低下を招くことのないよう、それぞれのライフステージに合った学習活動の場や機会を設けているか、引き続きモニタリングを行い、適切に指導を行う必要があります。
- 実施した事業の成果や結果を分析し、指定管理者と協議・調整した上で、今後の生涯学習事業の内容について、施設利用者からの意見を反映させた地域住民の自主的な学習活動や共創の場

- の確保を図り、学習を通じた地域づくりの活動を支援する事業を実施する必要があります。
- 指定管理者の更新時については、本市の目指す施設像を踏まえた仕様の見直しを行うとともに、次期の指定管理者への着実な引継ぎを行う必要があります。
 - 本市における外国人市民の人口増加に伴い、外国人市民も利用しやすい管理・運営など、更なる配慮の必要があります。
 - 市民ニーズの多様化から、団体による活動や学びはもちろんのこと、個人での学習や活動に対する支援も充実させていく必要があります。

(2) その他取組

取組No. 8	図書館の施設運営の充実	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	図書館事業の充実を図るため、指定管理者制度による管理・運営により、図書館のサービスの向上と効率的な施設運営を進めます。				
主な取組内容	指定管理者提案事業の進行管理				
	指定管理者との連絡会議、報告書の確認等による指定管理者のモニタリングの実施				
	綾瀬市生涯学習推進審議会における審議				
	第5期指定管理者の募集				
取組No. 9	文化会館等の施設運営の充実	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の自主的な活動や団体・個人の支援に向け、社会教育の視野を含めた文化芸術の向上や社会教育・公民館事業の充実を図ります。また、指定管理者制度による管理・運営により、文化会館、中央公民館、地区センター等のサービスと利便性の向上を図り、共創の場づくりに向け、効果的な施設運営を進めます。				
主な取組内容	指定管理者提案事業の進行管理				
	指定管理者との連絡会議、報告書の確認等による指定管理者のモニタリングの実施				
	綾瀬市生涯学習推進審議会における審議				
	第4期指定管理者の募集				



ふれあいと文化の薫り高い魅力的なまちづくりを推進するため、あやせ文化芸術祭等の開催により、市民の文化芸術活動の発表機会提供と文化芸術の振興を図ります。また、文化芸術活動を推進する団体や個人が自立できるよう、支援・育成をしていきます。

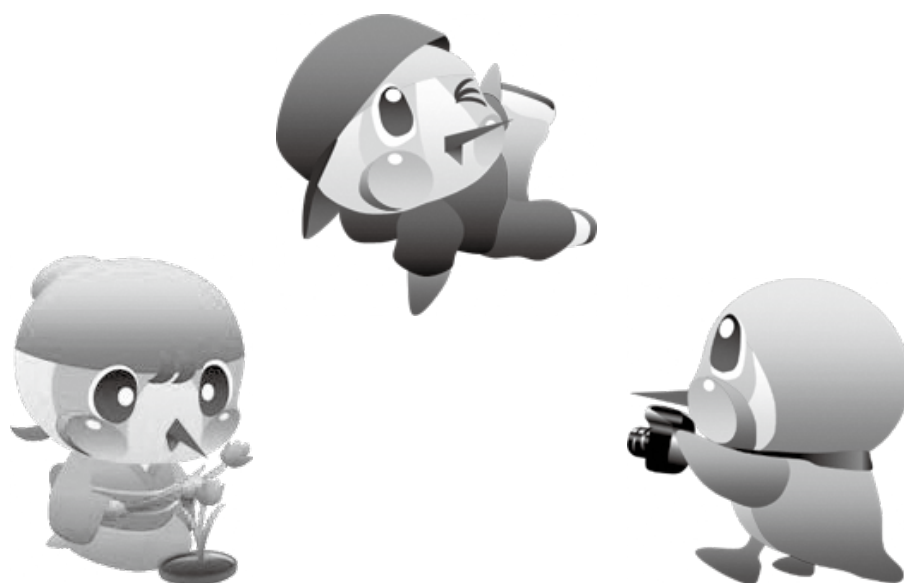
(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 前期実行計画前半では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて事業の中止や開催方法の変更を行いながら、文化芸術活動の再開に向けて取り組んできました。再開以降、各事業の参加者数は徐々に回復しました。
- 令和5年度には、あやせ文化芸術祭25周年記念として、すべての部門で25周年特別企画を行いました。
- あやせ文化芸術祭実行委員会の自立促進により、解説会や体験教室、人気投票などの参加型事業の実施、キッチンカーの招致など、各部門が主体的に事業の充実に取り組みました。
- 参加者の減少や担い手の不足といった課題に対しては、令和6年度から令和7年度にかけて、市展書道の部の成人と子どもの部の合同開催や、陶芸展の展示部門への統合を行い、課題解消のみならず、部門や世代の垣根を超えた鑑賞内容の充実と交流の拡大を図りました。
- あやせ文化芸術祭実行委員会によるあやせ文化芸術祭の円滑な運営と効果的な実施が可能となり、令和4年度に設置した綾瀬市生涯学習推進審議会がその評価・検証を担い、新たな運営体制が構築されたことから、あやせ文化芸術祭懇話会は令和6年度に発展的解散をしました。
- 市民に向けて広く文化芸術活動を普及・啓発し、郷土文化の発展に寄与する団体として、綾瀬市文化団体連盟の活動を支援し、市の文化活動の振興を図りました。
- 文化会館事業については、指定管理者が企画・運営し、誰でも参加できる市民参加型の公演や、市文化団体連盟と連携し市内の文化芸術団体が舞台発表や相互交流などを行う催し等を行いました。

課 題

- 市民の自主的・創造的な文化芸術活動の場であるあやせ文化芸術祭が、その開催を通して、市民同士の活動の共有・共創と交流の場となるよう推進していく必要があります。
- 本市の高齢化が進むなか、あやせ文化芸術祭の参加者数が年々減少し、担い手の高齢化も進んでいることから、長期的な目線に立って文化芸術活動の裾野の拡大を図っていく必要があります。また、その開催方法や運営体制を見直し、持続可能な事業となるよう検討していく必要もあります。
- 市内の文化芸術活動を行う団体が、継続的な活動を行っていくためには、可能な限り団体の自立ができるよう支援・育成をしていく必要があります。
- 文化会館事業では、指定管理者の企画・運営により、引き続き市民参加型の事業や市民と共に創りあげる事業を実施し、市民の文化芸術活動を推進する必要があります。また、市にゆかりのある文化芸術活動家を支援する取組が必要です。
- 近年社会問題となっている少子化や、教員数の不足による部活動指導者の成り手不足により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、部活動以外の形で子どもの自主的な文化活動の機会を保障する必要があります。



(2) 主な取組（重点取組等）

取組No.10	あやせ文化芸術祭の開催		区分	継続	所管課	生涯学習課
重点取組						
概要	<p>文化芸術活動の自主的な発表・創造の機会を設け、ふれあいと文化の薫り高い魅力的なまちづくりを推進するため、あやせ文化芸術祭を開催します。</p> <p>開催にあたっては、実行委員会の自主的な運営を引続き促進し、市民の文化芸術活動の振興と裾野の拡大を図ります。また、市民が様々な文化芸術に触れられるように、各部門間の回遊性を高めるとともに、あらゆる世代・多様な市民に開かれた市民芸術の祭典を目指します。</p> <p>なお、担い手の高齢化が進んでいることから、必要に応じて開催方法や運営体制を見直し、持続可能な事業となるよう検討します。</p>					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	<ul style="list-style-type: none"> ①開催内容の協議・決定 ②参加者・来場者に向けた情報発信 ③あやせ文化芸術祭の開催 ④自主的な運営に向けた取組 ⑤部門間の連携 ⑥持続可能な方法や体制への検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①あやせ文化芸術祭実行委員会：3回 あらゆる人に開かれた開催への検討 ②リーフレット作成・配布 広報あやせ掲載 多様な市民に向けた情報発信 ③1回 ④各部門による開催方法の検討、会計管理、募集要項の作成等の実施 ⑤～⑥随時 			
	R 9	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥同上 ⑦あやせ文化芸術祭創設30周年記念事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥同上 ⑦検討会開催：随時 			
	R 10	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥同上 ⑦あやせ文化芸術祭創設30周年記念事業の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥同上 ⑦記念事業実施 			
	R 11	①～⑥同上	①～⑥同上			
	R 12	①～⑥同上	①～⑥同上			
5年後の 目標	<p>あやせ文化芸術祭実行委員会の自主的な運営を促進し、市民の文化芸術活動の振興と裾野の拡大を図ることで、より魅力的で誰もが参加しやすい市民芸術の祭典を目指すとともに、持続可能な運営体制を構築します。また、全部門が連携して開催することで、分野を超えて文化芸術活動を行う個人・団体の新たな共創や交流の場を創出することを目指します。</p>					

(3) その他取組

取組No.11	文化芸術活動を行う団体等への支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	文化芸術団体の交流と親睦を図り、市の文化芸術の振興及び発展を図るために文化団体連盟を支援し、若い世代を取り込むためにICT*等を活用して情報発信を行います。				
主な取組内容	文化団体連盟に対する補助金の交付				
	文化団体連盟等に係る支援				
	文化芸術活動に関するICT等を活用した情報発信				
取組No.12	文化会館での市民参加・共創事業の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、文化芸術に関する市民主体の事業や、市民とともに企画・運営する文化会館事業を実施するとともに、市内で文化芸術活動を行う団体等が活動や発表できる場の支援を行います。				
主な取組内容	市民主体・市民参加型の文化会館事業の実施				
	市内で文化芸術活動を行う団体等の活動や発表の場の支援				
取組No.13	文化部活動の地域展開の推進	区分	新規	所管課	生涯学習課 教育指導課
概要	中学校の文化部活動の地域展開を推進するため、部活動推進協議会へ参加し、関係各課及び学校とともに検討を行い、文化地域クラブの実施に必要な環境を整えます。また、文化部活動の指導者となる人材を発掘し、地域クラブの指導や学校部活動での指導協力ができるよう、地域クラブ運営団体や学校と調整を行います。				
主な取組内容	部活動推進協議会への参加				
	文化部活動について指導者となる人材の発掘				
	文化地域クラブの実施形態やそれに係る調整及び環境の整備、運営方式、受益者負担金等の検討				



ICT 「Information and Communication Technology」の略。多くの場合、「情報通信技術」と訳される。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと。

様々な市民ニーズがある多種多様な文化芸術への興味や関心を高め、地域の特性を生かした市内の文化芸術活動の活性化と振興を図るため、あやせ市民芸術鑑賞事業や各種コンサートの開催、小学校への音楽アウトリーチなど、身近で文化芸術を鑑賞できる事業を実施します。また、市民の文化芸術活動の共有・共創の場を大切に、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 平成26年度から、市役所7階市民展示ホールを会場に、地域で活動する文化芸術団体の書道や絵画、写真等の文化芸術作品を展示する、あやせ市民芸術鑑賞事業を実施しています。
- 身近な音楽鑑賞の場として、平成9年度から市役所1階市民ホールを会場に、市民ホールコンサートを毎月1回開催しています。令和4年度には、開催時間を拡大し多彩な演奏プログラムの構成とした、開催300回の記念コンサートを開催しました。
- 「綾瀬市・海老名市・座間市文化振興プロジェクト」の一環として、アヤセ・プロムナード・コンサートを毎年度開催し、優れた芸術の鑑賞機会を提供しました。なお、令和3年度開催時には、受付での検温の実施、手の消毒や健康状態確認表への記入など、新型コロナウイルス感染症対策に向け十分な対処を行い開催することができました。
- 小学校への音楽アウトリーチ事業では、本市にゆかりのあるプロの演奏家による小学校への出張演奏会を行うことで、子どもたちに器楽や声楽等の生の音楽を鑑賞する機会を提供しました。令和4年度～令和7年度は、すべての小学校から申し込みがあり、子ども・教職員アンケートの意見や要望を参考に、曲目やプログラムの編成を工夫して、より親しみやすい演奏会とすることができました。
- 文化会館事業では、指定管理者がクラシック音楽の演奏会や伝統文化に関する公演、子ども向け番組のコンサート等、多彩な催しを実施し、広く市民に優れた文化芸術に親しむ機会を提供しました。また、文化会館へ来場してもらう機会の創出、市民の文化芸術への興味関心を高めるため、アウトリーチ事業としてミュージカル公演を市内の小学校へ派遣する事業を行いました。



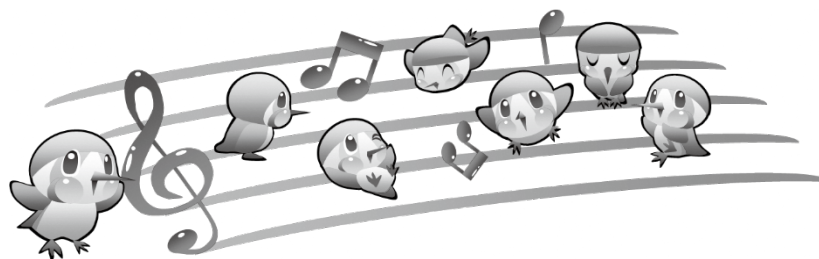
課 題

- 文化芸術活動に対する市民ニーズを的確に把握するとともに、あやせ市民芸術鑑賞事業については、市民活動の共有・共創の場にもなるよう実施する必要があります。
- 市民ホールコンサートは、身近な音楽鑑賞の場であることから、多様な楽器による演奏や馴染みのある曲目構成など、内容をさらに充実させ、来場者の拡大を図る必要があります。
- 小学校への音楽アウトリーチ事業は、事業後に児童に対して行ったアンケートによると、令和6年度に鑑賞した子どもの99.0%が「良かった」、76.3%が「近くでのコンサートや演奏会があれば、聴きに行きたいと思う」と回答し、大変好評です。引き続き若い世代の文化芸術への興味・関心向上のために事業を実施していく必要があるとともに、曲目等によって興味が薄れてしまうことの無いよう工夫が必要です。
- 文化会館大小ホールが満員近くなる事業が少なく、市民の文化芸術への興味関心を高める取組や、幅広い年代の方が楽しめる公演等の実施が必要です。



(2) その他取組

取組No.14	あやせ市民芸術鑑賞事業の開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	文化芸術活動への興味や関心を高め、文化芸術活動への参加意欲の向上を図るため、市役所の市民展示ホールを会場に、市民へ芸術鑑賞機会を提供します。				
主な取組内容	地域で活動する文化芸術団体の作品を展示するあやせ市民芸術鑑賞事業の開催				
	広報あやせやSNS*、市ホームページによる事業開催の周知				
取組No.15	市民ホールコンサートの開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	音楽鑑賞の機会の充実と市民に親しみやすい市役所にするため、昼休みのひとときを活用して音楽演奏会を開催します。また、開催時間や曜日を変更し、特別公演を開催します。				
主な取組内容	市役所市民ホールを会場とした演奏会の開催（月1回）				
	時間や曜日を変更した演奏会の開催（月1回の開催のうち年1回）				
取組No.16	アヤセ・プロムナード・コンサートの開催	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	「綾瀬市・海老名市・座間市文化振興プロジェクト」の一環として、管弦楽団等による演奏会を開催し、優れた芸術の鑑賞機会を提供するとともに、3市の文化的交流と文化振興を図ります。				
主な取組内容	県央三市芸術文化振興協議会の開催				
	クラシック音楽を中心としたコンサートの開催				



SNS 「social networking service」の略。文章や写真、動画などを投稿し、他者とコミュニケーションをするためのインターネット上の会員制サービスのこと。

取組No.17	小学校への音楽アウトリーチ事業の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	文化芸術への興味や関心の高揚を図るため、プロの音楽家が市内小学校を会場に演奏会を開催し、子どもたちに優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。				
主な取組内容	小学校への音楽アウトリーチ事業実行委員会の開催				
	市内小学校（希望する学校）へのクラシック音楽を主体とした出張演奏会の開催				

取組No.18	文化会館における優れた芸術鑑賞機会の提供	区分	拡充	所管課	生涯学習課
概要	指定管理者が民間のノウハウを生かし、市民の文化芸術への興味関心を向上させる事業や、市内外を問わず人が集まる公演等を行うことで、文化会館を中心に文化芸術をとoshita賑わいづくりを推進します。また、多様な文化芸術事業を展開し、市民が優れた文化芸術にふれることができる鑑賞機会を提供します。				
主な取組内容	市民の文化芸術への興味関心を高める事業の実施				
	文化芸術をとoshita賑わいづくりを推進する事業の実施				
	伝統文化を含む多様な文化芸術に関する鑑賞機会の提供				



目久尻川流域に広がる歴史文化資源を、その原風景や生活文化資源とともに生かし、歴史文化資源を核とした地域の誇りづくりを推進することで、持続可能な地域の活性化と交流促進につなげます。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 目久尻川流域には、国指定史跡の神崎遺跡をはじめ、県指定考古資料が出土した吉岡遺跡群や県指定史跡の早川城跡など、多くの文化財が原風景を構成する田畑や斜面林とともに広がっています。これらの魅力を生かし、流域の歴史文化資源を一体的に活用するため、「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想*」策定に基づき、あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想推進協議会を開催しました。
- 流域の文化財を紹介した案内板や遺跡などの説明板のほか、道路上に文化財の案内表示を設置するなどして、流域の魅力と歴史文化資源の情報発信に取り組みました。
- 湘南工科大学との連携・協力により、ICT技術を積極的に活用し、流域の文化財等を紹介したプロジェクトマップやPR動画のほか、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を作成するなど、様々な手法により、流域の魅力と歴史文化資源を発信し、交流を促進するとともに、郷土愛の醸成に取り組みました。
- 寺社等の関係団体との協力体制を構築し、それぞれの創意工夫による自主事業を開催し、流域や文化財の魅力を体感できる機会を提供したほか、流域の関係団体との連携を深めることができました。

課題

- 都市化に伴う開発や人々の価値観の多様化等の地域社会の状況の変化により、文化財や地域の歴史・伝統文化などが、地域活力の低下とともに失われつつあることから、郷土への強い思い（シビックプライド*）を醸成する必要があります。
- 地域住民や、あやせ目久尻川歴史文化ゾーンの支援者により、歴史や伝統文化等を次世代につなげていく仕組みづくりや、文化財、公園等の回遊のネットワーク化を進めてきましたが、次のステップとして、歴史文化を活かした自主的なまちづくりへの支援を進める必要があります。

シビックプライド 郷土を愛するだけでなく、自分たちの力で良くしていこうという意識により生まれる誇りのこと。

あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想 目久尻川流域は、旧石器時代から現在に至る約4万年の人々の生活の痕跡が凝縮された、日本の原風景を思い起こさせる景観が広がる地域であり、この多くの歴史文化資源が集積したゾーンを一体的に活用する考え方。

○あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想は、地域コミュニティの活性化、地域内外との交流促進なども目指していることから、庁内関係部署、学校、文化財関係団体等とも連携を図りながら、構想の実現に向けた取組を進める必要があります。

(2) 主な取組（重点取組等）

取組No.19	あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想の推進	区分	継続	所管課	生涯学習課
重点/戦略P					
概要	令和元年度に策定した「あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想」に基づき、歴史文化ゾーン形成に向けた基盤整備や保存・継承・推進・活用体制を整え、イメージアップや魅力の多面的な情報提供・発信を進めます。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①構想推進協議会の開催 ②寺社等の歴史文化ゾーンへの参画 ③ICTほか各種媒体による情報発信 ④寺社等による自主事業の実施 ⑤庁内関係部署、学校、文化財関係団体等との連携 ⑥説明板等の設置	①年2回程度 ②7団体 ③随時 ④2団体 ⑤随時 ⑥2か所		
	R 9	①～⑥同上	①～⑥同上		
	R 10	①～⑥同上	①～⑥同上		
	R 11	①～⑥同上 ⑦構想の検証と評価 ⑧構想完了記念事業の実施	①～⑥同上 ⑦は①の協議会にて実施 ⑧は④と併せて実施		
R 12	①～⑤同上（構想で構築した関係機関との連携・協力体制の維持と関連事業の継続） ⑥説明板等の維持管理	①～⑤同上 ⑥随時			
5年後の 目標	国指定史跡の神崎遺跡を始めとした目久尻川流域の貴重な歴史文化資源を活用し、多様な関係団体との連携・協力体制を深めながら、様々な事業の実施や効果的な情報発信を行うことで、持続可能な地域の活性化と交流促進につなげるとともに、郷土への強い思い（シビックプライド）の醸成を図ります。				



神崎遺跡を始めとした文化財等の保存と活用（収集・調査・研究）や、史跡ガイドボランティア組織との協働体制づくりと、その活用による市民の文化財保護への理解を深めるための事業を実施します。また、「綾瀬市史（戦後から平成史）」の編集に向けた資料収集や、歴史的公文書等の保存・活用のための事業を実施します。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 神崎遺跡での環濠公開*や神崎遺跡まつり、講演会、まが玉・土器作り等体験教室、VR・ARの導入を始め、大学との連携・協働によるプロジェクションマッピングの上映等のICT活用事業やお月見や端午の節句といった季節ごとの定期的なイベントを実施しました。
- 神崎遺跡資料館の来館者数は、市内すべての小学校6年生の施設見学や各種イベントのほか、随時行う弥生の御朱印巡りや各種体験教室等により、年間4,300人ほどを継続しています。
- 市内から出土した遺物や市民等から寄贈された民具等の文化財は、文化財収蔵庫や神崎遺跡資料館で保存・管理し、企画展や小学校の授業で活用しました。
- 県指定無形民俗文化財の継承を目的として、体験事業や小学校での授業を行いました。
- 史跡ガイドボランティア組織との協働により、組織の技術向上のための講座やガイドボランティアを育成する講座を開催しました。
- 戦後から平成の歴史を記述した「綾瀬市史」の編集に向け、資料収集を行っています。
- 歴史的公文書を適切に保存・活用するため、マイクロフィルム化・デジタル化を進めました。

課題

- 史跡ガイドボランティア組織は高齢化等に伴う会員減少が続いていることから、新規会員獲得に向けて継続的に育成講座を開催するとともに、ボランティアが活躍する場の提供などを検討する必要があります。
- 保存年限を経過し廃棄される公文書のうち、歴史的資料として価値を有すると認められる歴史的公文書は今後も増加し、資料の劣化も進むことから、適切に保存・管理し活用をしていくため、適切な保存場所を確保するとともに、引き続きデジタル化を進める必要があります。なお、デジタル化に向いていない資料もあることから、管理方法を研究する必要があります。
- 各種の文化財の保護と保存継承が自治体の責務と定められていますが、本市では適切な保管環境及び展示を行う施設が整備されていません。各種文化財の保護の基準等を作成し、適切な環境での保存管理及び郷土資料の展示ができる施設の確保を目指す必要があります。

環濠公開 史跡公園として整備され、現在、地中に保存されている環濠（集落周囲に巡る溝）の一部を年1回掘り返し、一般に公開する事業。

(2) その他取組

取組No.20	神崎遺跡の保存と活用	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	神崎遺跡を適正に保存するとともに、調整研究を進めるほか、学校との連携・協働事業や定期的なイベントの実施による活用を進め、地域の郷土愛の醸成を図ります。				
主な取組内容	神崎遺跡を活用したイベント等の実施				
	市内すべての小学校6年生を対象とした神崎遺跡資料館見学会の実施				
取組No.21	文化財等の保存と活用	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	埋蔵文化財や民具、文書等の歴史資料を適切に保存・管理し、調査研究を進めるほか、その活用に向け市民への情報提供・発信をします。また、歴史講演会のほか、イベントなどを通じて文化財等への市民の理解を深めます。さらに、文化財保存及び展示機能を有する施設確保に向け、「綾瀬市公共施設再編計画」の動向を踏まえながら、既存施設の転用などの調査・研究を進めます。				
主な取組内容	文化財企画展や歴史講演会などの活用事業の実施				
	民俗文化財の調査・再整理、遺物等の調査・整理の実施				
	小・中学校における郷土学習への講師（市職員）の派遣				
	施設の確保について、既存の公共施設の転用に向けた調査・研究				
取組No.22	史跡ガイドボランティア組織の活用と支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	市民の文化財保護への理解を深めるため、協働事業を通して史跡ガイドボランティア組織の活用を図ります。また、会員の技術向上に向け活躍の場を提供するとともに、新規会員獲得に向けた講座の開催や市内の社寺への募集ポスターの掲示等により、組織を支援します。				
主な取組内容	文化財めぐりなどの協働事業の開催				
	史跡ガイドボランティアの技術向上のための講座の開催				
取組No.23	綾瀬市史の編集	区分	拡充	所管課	生涯学習課
概要	綾瀬市の歴史を明らかにし、広く市民に知らせるため、「綾瀬市史（戦後から平成史）」の編集に向けた資料の収集や調査、研究を進めます。				
主な取組内容	歴史的公文書（国・県を含む）の収集や調査、研究				
	個人所蔵資料の収集や調査、研究				
	綾瀬市史（戦後から平成史）の執筆				
取組No.24	歴史的公文書及び市史資料のデジタル化	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	歴史的公文書及び個人所蔵資料等の市史資料を適切に保存・活用するため、デジタル化を進めます。				
主な取組内容	歴史的価値がある資料の整理・保存				
	市史資料のデジタル化の実施				

家庭教育支援の充実のため、未就学児や小・中学校の保護者に向け、市PTA連絡協議会等の各団体や家庭教育アドバイザーと連携し、講座や講演会の開催等に取り組みます。また、庁内関係部署や各種団体とともに、家庭での読書とふれあいの時間の充実を目指した「あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～*」の普及・啓発を進めていきます。

(1) 前期実行計画での取組と課題

前期実行計画での取組

- 家庭教育アドバイザーを2名配置し、市内すべての新小学1年生の保護者に向け、新入学児童保護者説明会にて家庭教育に関する講話を行いました。
- 小・中学校や図書館と連携し、家庭での読書とふれあいの時間を充実させることを目指した「あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～」の普及・啓発を進めました。令和6年度には、名称から運動内容が伝わりやすくするため、名称の一部変更等を行いました。
- 市内各小・中学校PTA、幼稚園保護者の会等との共催で開催する地域家庭教育講座の開設方法について説明を行う地域家庭教育講座開設研修会では、家庭教育アドバイザーから保護者へ家庭教育の重要性等の助言を行い、各団体の講座がスムーズに開催できるよう支援しました。

課題

- 共働き世帯・ひとり親世帯の増加、核家族化等の働き方や生活スタイルの変化を踏まえ、保護者の負担感も鑑みながら、各団体と連携して保護者のニーズに合った、講座・研修会等を開催する必要があります。
- 綾瀬市第6次教育基本調査の結果、子どものスマートフォンの使用について「家庭内での使用ルールの有無に対する認識」に子どもと保護者で差異があることや、スマートフォンの使い方が「子どもが保護者に注意される内容」として上位に挙がっていることを踏まえ、適切な使用方法や家庭内でのルール作りの重要性等を、市PTA連絡協議会や家庭教育アドバイザー等と連携して普及・啓発する必要があります。
- 地域全体で子どもを育てる体制を構築していくため、幼稚園保護者の会や小・中学校PTAが家庭・学校・地域を巻き込んで開設する地域家庭教育講座を、今後も継続して開催できるよう支援をする必要があります。

あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～ 子どもたちの豊かな心と成長に望ましい生活習慣の定着を目指すとともに、綾瀬市子ども読書活動推進計画に基づく家庭読書をさらに進めるため、平成24年度から、市・市教育委員会の主催、市立小学校・中学校、市内保育所・幼稚園、市PTA連絡協議会の共催で実施している運動。毎月ゼロのつく日（10日・20日・30日）を「あやせ家庭読書の日」、「あやせ家庭ふれあいの日」と定め、ご家庭で読書やおしゃべりなどをして楽しく過ごす日として啓発している。

(2) 主な取組（重点取組等）

取組No.25	家庭教育支援の充実	区分	継続	所管課	生涯学習課
重点取組					
概要	<p>保護者の関心が高い子どものスマートフォン・ゲームの適切な使用方法のほか、家庭でのルール作りのポイント、家庭でのふれあい・読書の重要性等について、家庭教育アドバイザーによる講演や地域家庭教育講座等の開催、あやせゼロの日運動の普及・啓発等の実施を通して、家庭の教育力の向上と充実を目指します。取組の実施にあたっては、保護者の負担感も考慮しながら、保育所や幼稚園、幼稚園保護者の会、小・中学校、小・中学校PTA、地域等との連携を図ります。</p>				
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①地域家庭教育講座の開催 ②家庭教育アドバイザー等による講演会の開催 ③あやせゼロの日運動の普及と啓発、ICTツール等を活用した新たな啓発方法の検討 ④団体等と連携した家庭教育に関する講座の開催	①随時（幼稚園保護者の会、小・中学校PTA） ②年11回 ③広報あやせ掲載：年6回 防災無線：年35回 SNSでの配信：随時 ④随時		
	R 9	①、②同上 ③あやせゼロの日運動の普及と啓発 ④同上	①～④同上		
	R 10	①～④同上	①～④同上		
	R 11	①～④同上	①～④同上		
	R 12	①～④同上	①～④同上		
5年後の目標	<p>家庭教育アドバイザーや保育所、幼稚園、幼稚園保護者の会、小・中学校、小・中学校PTA、地域等と連携して、あやせゼロの日運動の運動内容の周知や家庭教育に関する講座等の事業を実施し、各家庭の教育力がより向上することを目指します。</p>				

(3) その他取組

取組No.26	市PTA連絡協議会活動の支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
概要	<p>子育て環境を向上させるため、家庭教育の充実を図り、PTA指導者研修会や家庭教育推進大会等の事業に対して支援します。</p>				
主な取組内容	家庭教育の充実を図る事業への補助金の交付				
	市PTA連絡協議会との連携による講演会等の企画・運営				

地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を一体的に展開し、地域とともにある学校づくり及び学校を核とした地域づくりを推進します。また、地域と学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案、学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整といった役割を担う、地域学校協働活動推進員の活動をサポートすることで、地域全体で子どもを育む環境及び地域コミュニティの醸成につなげます。

(1) 前期実行計画での取組と課題

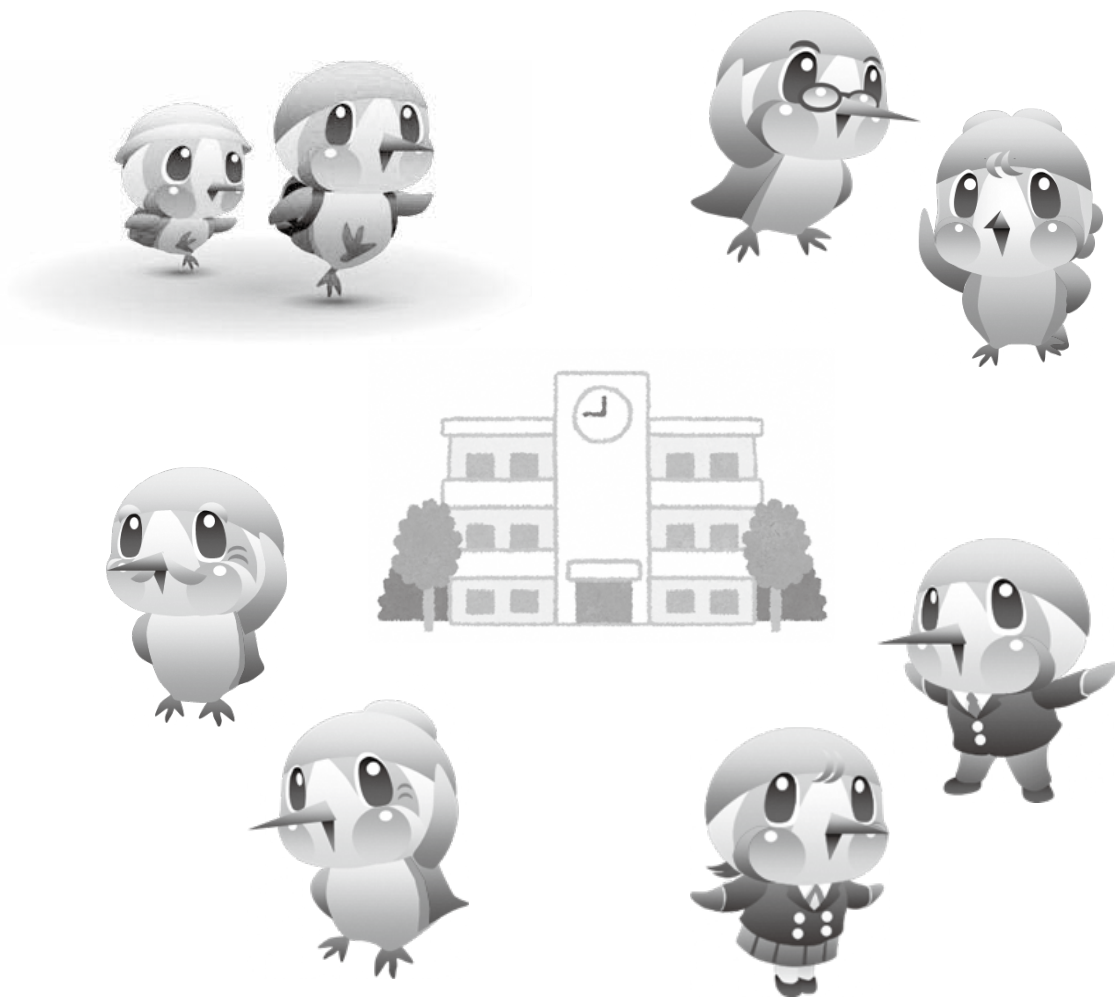
前期実行計画での取組

- コミュニティ・スクールの全校配置と一体的に地域学校協働活動を推進するため、令和4年度から、地域と学校をつなぐ役割の地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を各小・中学校へ1名配置しました。
- 地域学校協働活動推進員のネットワークづくりとその育成に向け、指定管理者実施の公民館事業と連携して情報交換会及び講習会を実施しました
- 地域ボランティアや団体等への地域学校協働活動や地域学校協働活動推進員についての周知が課題となったため、広報あやせへの掲載や活動周知用チラシ・推進員の名札等を作成・配布しました。
- 学校運営協議会と連携し、学校への地域ボランティアによる支援や子どもたちの地域活動など、地域学校協働活動推進員が学校と地域をつなぎ、地域や学校の状況に応じた地域学校協働活動が実施されました。
- 市民が身近な学校施設で生涯学習活動が行えるよう、小・中学校特別教室棟を地域の登録団体に開放しています。

課題

- 地域学校協働活動の更なる推進のため、引き続き地域学校協働活動推進員を配置し、情報交換会及び講習会を行う必要があります。また、学校毎の活動状況に応じて適切な人数の地域学校協働活動推進員を配置することができるよう検討が必要です。
- 事業が始まってまだ数年なこともあり、地域学校協働活動や地域学校協働活動推進員についての認知度が低く、活動に苦慮する状況があるため、更なる周知を行う必要があります。
- 引き続き、公民館と連携して地域学校協働活動推進員のサポートを行うこと、及び学校運営協議会と連携することで、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の両方を推進する多様な活動の実施につなげる必要があります。

○綾瀬市第6次教育基本調査において、子どもの地域活動への参加状況は、小学4～6年生が28.5%、中学生が10.5%と多くはないですが、参加のきっかけは「子どもの意志」が小学4～6年生が48.8%、中学生が47.3%と最も多いことから、参加したい子どもが地域活動に参加できる機会を提供する必要があります。



(2) 主な取組（重点取組等）

取組No.27	地域学校協働活動の推進	区分	拡充	所管課	生涯学習課 教育指導課
戦略P					
概要	地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進するため、その役割を担う地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を学校運営協議会委員の中から委嘱し、その養成を図るとともに、地域学校協働活動の推進につなげます。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①地域学校協働活動推進員の委嘱 ②公民館講座と連携した情報交換会及び講習会の実施 ③地域学校協働活動推進員の活動補助及び活動環境の整備 ④地域学校協働活動推進員に関する広報の実施 ⑤コミュニティ・スクールとの一体的推進に向けた取組の実施	①小中学校15校 ②年4回 ③随時 ④広報あやせへの掲載またはSNSでの配信：随時 市ホームページへ地域学校協働活動について掲載：随時 ⑤あやせコミュニティ・スクール推進連絡協議会への参加：随時 地域学校協働活動推進員向けの講習会とあやせコミュニティ・スクール研修会を合同開催：年1回		
	R 9	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 10	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 11	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 12	①～⑤同上	①～⑤同上		
5年後の 目標	地域学校協働活動推進員の活動をサポートし、学校運営協議会や公民館と連携することで、持続的な地域学校協働事業の実施につなげ、地域と学校とのつながりを強化することで「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」の実現を目指します。				

(3) その他取組

取組No.28	学校開放の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課 教育総務課
概要	市民の身近な活動拠点や学習活動の場として、小・中学校特別教室棟などの学校施設を登録団体に開放します。 ※学校の運動施設の利用に関する事務はスポーツ課が所管しています。				
主な 取組内容	特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）の開放				

参 考 資 料



綾瀬市マスコットキャラクター

「あやびい」



I 綾瀬市教育大綱

※令和7年一部改定

綾瀬市教育大綱

【基本理念】 社会を生き抜く力を育む

【目指す人間像】

思いやりがあり

社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども

生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民

【対象期間】

令和13年3月まで

対象期間内であっても必要があれば、総合教育会議で協議します。

【5つの方針】

1 自ら学ぶ力を育みます！

- ・基礎・基本の定着を図り、自ら学ぶ力や自発的に考え、想像し、行動する力を育みます。
- ・情報を適切に利用するための情報活用能力を市民が身に付けられる取り組みを進めます。
- ・幼児期に「思いやりを持って、協力して物事を進める力」などの非認知能力を高める取り組みを進めます。

2 豊かな心と健やかな体を育みます！

- ・考え方や感じ方といった心の基盤を形成する情操教育を踏まえつつ、児童・生徒へ道徳教育の充実を図ることで、豊かな心を育みます。
- ・市民による自主的な文化・芸術活動の展開を支援し、心の豊かさを高めます。
- ・様々な体験の機会を提供し、選択肢や可能性を広げる取り組みを進めます。
- ・自己の目標達成や他者との競争など、本気になって取り組む力を育みます。
- ・生涯にわたって運動・スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるよう、学校・家庭・地域で連携し、健康の保持増進と体力の向上を進めます。

3 個人の尊厳や人権を尊重した人格の形成を推進します！

- ・一人一人が持つ個性や多様性を認め合い、自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう支援します。
- ・国籍を問わず、同じ場で教育を受け、ともに成長していけるよう、多文化の相互理解促進に取り組みます。

4 教育環境を充実します！

- ・児童・生徒が良好な環境で学ぶことができるよう、ICTを含めた教育環境の整備に取り組みます。
- ・ライフステージに応じて、「いつでも、どこでも、誰でも」心豊かに主体的に学べる生涯学習環境の充実を図ります。

5 家庭の教育力の充実に支援します！

- ・学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもを育てる機運を高めます。
- ・子どもたちが健やかに育つよう、家庭教育を支援します。
- ・相談機能を充実し、不登校や引きこもりの児童・生徒や青少年が、社会とのつながりを見つけ、自立できるよう支援します。



Ⅱ 綾瀬市生涯学習都市宣言

綾瀬市生涯学習都市宣言

わたくしたちは

ふれあいを大切にし

うるおいとやさしさを求め

生涯にわたり

楽しく心ゆたかに

自分らしく学び続けることにより

生きがいを高め

活気と安らぎのあふれるまちをめざして

ここに綾瀬市を

「生涯学習都市」とすることを宣言する

平成6年10月22日

綾 瀬 市

Ⅲ 策定経過

実施時期	会議の名称・主な検討内容等
令和7年7月10日	第1回綾瀬市生涯学習推進審議会 ・後期実行計画策定の概要説明
令和7年8月8日	第1回綾瀬市社会教育委員会議 ・後期実行計画策定の概要及び方向性についての説明
令和7年9月12日	第2回綾瀬市生涯学習推進審議会 ・後期実行計画の策定の方向性についての説明
令和7年9月30日	綾瀬市教育委員会会議9月協議会 ・後期実行計画の策定の方向性についての説明
令和7年11月4日	第2回綾瀬市社会教育委員会議 ・後期実行計画（素案）に対する意見照会 ※意見照会期間（～12月5日）
令和7年11月12日	第3回綾瀬市生涯学習推進審議会 ・後期実行計画（素案）に対する意見照会 ※意見照会期間（～12月5日）
令和7年11月13日	綾瀬市教育委員会会議12月協議会 ・後期実行計画（素案）に対する意見照会 ※意見照会期間（～12月5日）
令和7年11月～12月	文化財保護委員会委員、市史編集審議会委員への後期実行計画（素案）に対する意見照会
令和7年11月～12月	庁内への後期実行計画（素案）に対する意見照会
令和8年2月12日	綾瀬市教育委員会会議2月定例会 ・後期実行計画の決定について





Ⅳ 用語一覧

用 語	解説掲載ページ
あ行	
ICT (アイシーティー)	24
アウトリーチ	11
アクセシブルライブラリー	11
あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～	33
綾瀬市第6次教育基本調査	8
あやせ目久尻川歴史文化ゾーン構想	29
SNS (エスアイエヌ)	27
か行	
学校読書調査	12
かながわ教育ビジョン	2
環濠公開	31
教育基本法	1
教育大綱	2
共創	17
国語に関する世論調査	12
こども基本法	7
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	9
さ行	
シビックプライド	29
縮充	17
生涯学習推進審議会(綾瀬市生涯学習推進審議会)	1
情報保障	11
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	9
総合教育会議	7
た行	
第4期教育振興基本計画	2
地域学校協働活動	9
中学校部活動の地域展開	8
は行	
P D C A (ピーデーシーイー) サイクル	3



 **綾瀬市・綾瀬市教育委員会**

発行年月 令和8年2月

編集 綾瀬市 市民環境部 生涯学習課
〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111 (代表)

F A X 0467-70-5703